

倉敷市公共土木工事建設資材等単価決定要領

第1 総則

倉敷市が施行する公共土木工事において、使用する建設資材及び土木工事市場単価、土木工事標準単価の価格決定を行う場合について適用する。(建築関係、水道局を除く)

第2 優先順位及び端数処理

資材等単価の決定における優先順位は、以下のとおりとする。

- ①「公共工事及び業務委託関係の積算に使用する単価等の改定について」により通知する単価(県統一単価)
- ②物価資料(建設物価・積算資料・土木コスト情報・土木施工単価等)
- ③見積り

物価資料、見積り及び特別調査における単価の端数処理については下表による。

1,000円未満	1円未満切り捨て(1円単位)
1,000円以上10,000円未満	10円未満切り捨て(10円単位)
10,000円以上100,000円未満	100円未満切り捨て(100円単位)
100,000円以上	1,000円未満切り捨て(1,000円単位)
土木工事市場単価	1円未満切り捨て(1円単位)
土木工事標準単価	1円未満切り捨て(1円単位)

第3 物価資料を利用する場合の注意事項

- 1 実勢価格として掲載されている場合は、原則として、卸売価格または大口価格を使用する。
- 2 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格とは異なるため使用しない。

第4 見積りによる場合の留意事項

- 1 見積りを徴取する場合は、形状・品質・規格・数量及び納入時期・場所等の条件を提示し、見積り依頼を行う。
- 2 見積りは原則として3社以上から徴取する。
- 3 価格の決定にあたっては、異常値を除いた平均値とするが、価格にばらつきがある場合や異常値があった場合は適宜見積業者数を増やすなどして、適正な価格決定を行う。ただし、電気・機械設備に係る機器単体費等は、条件等を精査のうえ、最低値を採用する。
- 4 県統一単価または物価資料(以下、「県統一単価等」という。)に類似品が掲載されている場合は、類似品の見積りを徴取し、査定率(以下「類似品査定率」という。)により算定した価格を採用する。

5 見積単価の決定方法

(1) 見積業者が3社以上の場合

- 1) 県統一単価等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格の平均値とする。
- 2) 県統一単価等への類似品の掲載がない場合は、見積価格の平均値とする。

(2) 見積業者が2社の場合

- 1) 県統一単価等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格の平均値とする。
- 2) 県統一単価等への類似品の掲載がない場合は、見積価格の平均値とする。

(3) 見積業者が1社の場合

- 1) 県統一単価等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格とする。
- 2) 県統一単価等への類似品の掲載がない場合は、見積価格とする。

第5 布設費用等を含めた総合単価の採用

道路側溝等で長さによってそれぞれ製品がある場合、各規格の平均単価及び平均重量（最頻度重量）により総合単価を算定し、最も有利な価格を採用する。

また、製品の形状により土工等が著しく異なる場合は、土工費用も含めて検討する。

附則 この要領は、令和4年4月1日以降に公告する入札案件から適用する。